

国土利用計画 第2次伊豆の国市計画

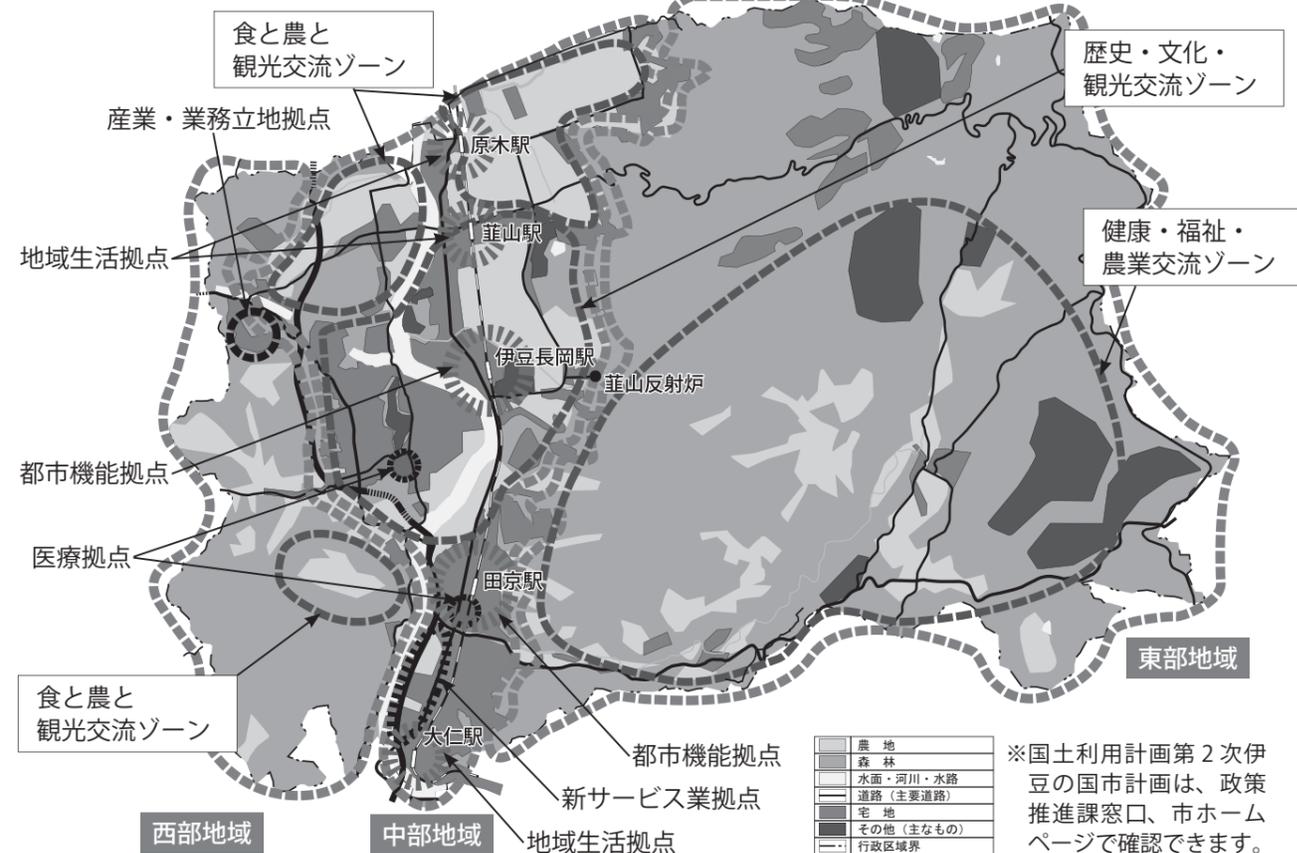
市役所政策推進課 ☎ 055-948-1413

国土利用計画伊豆の国市計画は、国土利用計画法に基づき、市内の土地利用に関する基本的な事項を定めたものです。

平成19年の前計画（第1次）策定以後、新東名高速道路や東駿河湾環状道路の開通などの交通利便性向上、韮山反射炉の世界遺産登録、少子高齢社会の進展や人口減少社会の到来など本市の土地を取り巻く条件が変化していることから、前計画の見直しを行い第2次計画を策定しました。今後はこの計画に沿って、市の土地利用を進めていきます。

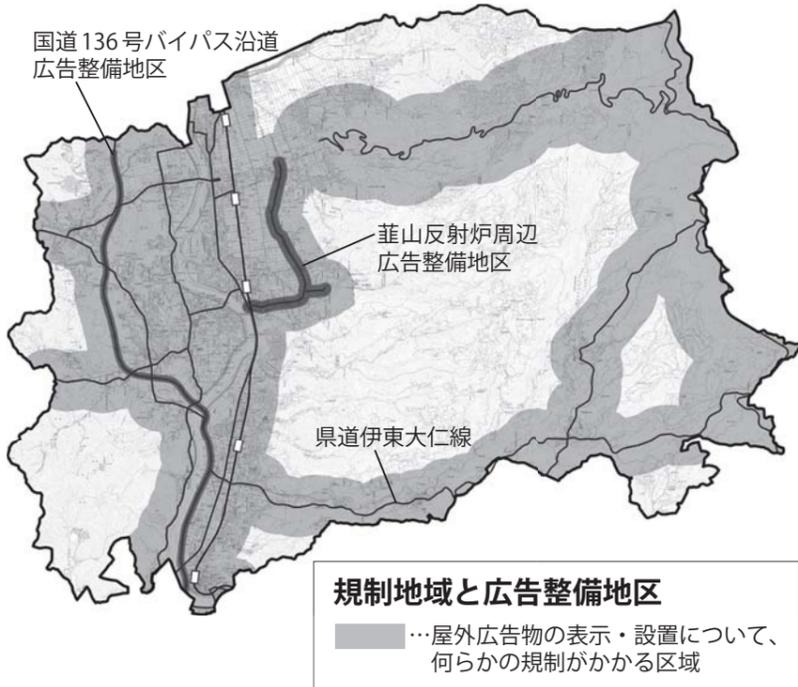
- この計画の目標年次は平成38年とし、人口47,000人、世帯数21,300世帯を想定しています。
- 次の4つの土地利用の基本方針に基づき、総合的かつ計画的に土地利用を進めます。
 - 安全で安心な土地利用
 - 公共の福祉を優先し、地域の活力と利便性を高める土地利用
 - 豊かな自然環境と共生し、地域資源を生かした土地利用
 - 市民・事業者の参画と連携による計画的な土地利用
- 市全体が一体となった土地利用を推進するため、自然条件や社会経済条件などを考慮して、「中部地域」「西部地域」「東部地域」の3つの地域区分を設定しています。
- 農地や宅地など、土地の利用区分ごとに「土地利用の基本方向」と「措置の概要」を定めています。
- 個性豊かで活力に満ち、秩序ある都市形成が図れるまちづくりを目指して、3種類のゾーンと5種類の拠点を下図のように設定します。

土地利用構想図



4月から市独自のルールに 看板を表示・設置する ルールが変わります

市では、市内の景観を適切に保存し、規制誘導していくため、屋外広告物の表示・設置について伊豆の国市屋外広告物条例を制定し、4月1日から施行します。施行後は、これまでの静岡県屋外広告物条例に替わり、この条例に基づいて規制を行います。



屋外広告物の規制地域の区分

- 第1種特別規制地域
 - 第2種特別規制地域（原則、屋外広告物を設置できない区域）
 - 第1種普通規制地域
 - 第2種普通規制地域（屋外広告物の設置に許可が必要な区域）
- ↑ 規制が強いほど

- 【市条例の主な変更点】**
- 規制地域の変更**
県条例で第1種特別規制地域としている国・県指定の文化財に加え、市指定の文化財も第1種特別規制地域とします。また、県道伊東大仁線沿いのうち普通規制地域となっている区域を、全て第2種特別規制地域とします。
 - 広告整備地区の指定**
規制地域の中で、特に良好な景観を形成すべき区域として、「広告整備地区」を指定します。
・「韮山反射炉周辺広告整備地区」（引き続き指定）
・「国道136号バイパス沿道広告整備地区」（追加指定）

- 許可期間の延長**
県条例では通常2年以内とされる許可期間を、3年以内とします。（期限後も引き続き掲出する場合は、許可期間の更新手続きが必要です）
- 許可基準の変更**
景観条例による建築物の色彩についての規制と同様に、屋外広告物の色彩についても「色彩がその周辺の景観と著しく不調和でないこと」という共通の基準を定めます。また、道路沿いに設置される事業所などまでの案内をする広告物の表示面積を3㎡以内で統一し、内容を案内誘導のための必要最小限のものに制限します。（下図参照）

【市条例への変更により規制に該当する場合】
現行の県条例のもとでは適法に表示・設置されている広告物で、市条例の規制地域・許可基準の変更により広告物の是正が必要になる場合は、施行日から3年間の経過措置期間が適用されます。

○このような案内板は規制の対象になります

矢印の後ろに道路（地図）が表示されている
※矢印は必ず必要です

改修を
お願いします

案内に必要ない情報（電話番号など）が表示されている

※規制地域や許可基準などの市条例の詳細は問い合わせください。市ホームページをご覧ください。
※屋外広告物を設置する際は、事前にご相談ください。

市役所都市計画課
☎ 055(948)2909